



山形県公報

平成22年3月5日(金)
第2123号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓 令

○山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) …215

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …216
- 山形県景観計画の変更……………(管理課) …同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) …同
- 一般国道の供用の開始……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …217
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(庄内総合支庁建設総務課) …同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) …218
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(出納局) …同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

○県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) …219
- 同……………(同) …220
- 同……………(同) …221
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) …222

## 訓 令

### 山形県訓令第2号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。  
第5条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合において、同項の日額旅費の支給を受ける旅行が前条第1項に規定する旅行であるときは、前項の規定にかかわらず、その日の旅行については、普通旅費及び船員食卓料を支給する。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日以後に出発した旅行について適用する。

## 告 示

## 山形県告示第146号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地           | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号     | ポプラ<br>酒田市東町一丁目15番15号 | 共同生活援助      | 平成22. 2. 12 |

## 山形県告示第147号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定めた景観計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る景観計画の名称  
山形県景観計画
- 2 縦覧の場所  
土木部管理課及び各総合支庁建設部建設総務課

## 山形県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 山形市辻73番から<br>同 28番まで | 旧    | 14.0 <small>メートル</small><br>}<br>13.0 | <small>メートル</small><br>110 |
| 同 上                  | 新    | 17.6 <small>メートル</small><br>}<br>14.2 | 同 上                        |

## 山形県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 山形市辻73番から  
同 28番まで

## 3 供用開始の期日 平成22年3月5日

## 山形県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷下伊佐沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|----------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 南陽市梨郷字階2028番4から<br>同 字寺山2645番4まで | 旧    | 8.8メートル<br>}<br>4.0  | メートル<br>498 |
| 南陽市梨郷字階2013番6から<br>同 字寺山2645番4まで |      | 10.7メートル<br>}<br>5.0 | メートル<br>545 |
| 南陽市梨郷字階2028番4から<br>同 字寺山2645番4まで | 新    | 8.8メートル<br>}<br>4.0  | メートル<br>498 |
| 南陽市梨郷字階2013番6から<br>同 字寺山2645番4まで |      | 17.0メートル<br>}<br>5.0 | メートル<br>545 |

## 山形県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梨郷下伊佐沢線
- 2 供用開始の区間 南陽市梨郷字階2028番4から  
同 字寺山2645番4まで  
南陽市梨郷字階2013番6から  
同 字寺山2645番4まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月5日

## 山形県告示第152号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日 平成22年2月19日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 富樫建設株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市山寺字宅地192番地の2
  - (3) 代表者の氏名 富樫 秀克
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（特-18）第700288号
- 3 処分の内容

とび・土工工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助

金等の交付を受けている建設工事に係るもの（下請契約によるものを含む。）について、平成22年3月12日から同月14日までの3日間の営業の停止

#### 4 処分の原因となった事実

富樫建設株式会社が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第122条の規定により、また、同社の社員が同条及び刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項の規定により罰金刑に処せられ違反したことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 山形県告示第153号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成22年2月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
栗原祐幸 第7256号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

#### 山形県告示第154号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「山形市円応寺町16番22号」 を 「山形市五十鈴一丁目1番7号」 に、 「山形市七日町三丁目1番11号」 を 「山形市七日町三丁目1番16号」 に改める。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
県立学校その他の教育機関  
市町村教育委員会

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月5日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

県教育委員会事務局職員、県立学校その他の教育機関の職員及び市町村立学校職員の日額旅費支給規程（昭和48年3月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ウイルス対策ソフトライセンス更新等手続の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成22年3月26日（金） 午前10時30分

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする手続の名称及び数量

トレンドマイクロ社TRSLガバメント版Lランクにおける下記ライセンスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの使用許諾に係る更新及び新規取得手続

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| Client/Server Suite | 1,596ライセンス（更新） |
| Client/Server Suite | 60ライセンス（新規取得）  |

- (2) 調達をする手続の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所 入札説明書による。

(4) 入札方法 (1)の使用許諾期間に掲げる使用料の総価による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成22年3月16日（火）午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該調達に係る予算が成立しない場合には、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーキング・メーター管理及び手数料収納業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成22年3月24日（水） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
パーキング・メーター管理及び手数料収納業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) パーキング・メーター管理及び手数料収納業務を的確に処理する体制及び能力を有すること。
- (7) 役員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年3月16日（火）午後4時まで山形県警察本部交通部交通規制課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、軽油（免税）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年3月5日

山形県酒田警察署長 小 林 邦 憲

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署 401会議室

(2) 日 時 平成22年3月26日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油（免税） 27,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書のとおり

(3) 契約期間及び納入方法 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 酒田市官海地内（酒田北港内）酒田警察署警備艇停泊場所及び酒田警察署長の指定する場所

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価（免税軽油とし、軽油引取税に相当する金額を含まない金額とする。）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署会計課 電話番号0234-23-0110

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年3月16日（火）午後5時までに山形県酒田警察署会計課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成21年7月28日及び平成21年9月29日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成22年3月5日

山形県監査委員 野 川 政 文  
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関                                                                                                                                         | 指 摘 事 項                                     | 措 置 の 内 容                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生産技術課、エコ農業推進課、村山総合支庁産業経済部、最上総合支庁産業経済部、置賜総合支庁総務企画部、置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部                                              | 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。                     | 旅費支出にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による旅行状況の確認や事務処理期限の明確化、速やかな旅行命令と復命の徹底など、適正な事務処理が図られるよう、各種研修会等を通じ注意を喚起します。         |
| 自動車税事務所、村山総合支庁建設部、置賜総合支庁総務企画部、庄内総合支庁産業経済部                                                                                                      | 物品の管理が著しく適切でないものがある。                        | 物品の管理にあたっては、必要に応じた適時購入を徹底し、適切な在庫管理が図られるよう、事務処理の適正化に努めます。                                                       |
| 最上総合支庁建設部                                                                                                                                      | 合理的理由もなく、年度末に物品を大量に購入するなど、物品の管理が適切でないものがある。 | 物品の管理にあたっては、執行計画に基づいた、必要な数量の把握と計画的な購入を徹底し、適切な在庫管理が図られるよう、事務処理の適正化に努めます。                                        |
| 市町村支援課、健康福祉企画課、地域福祉課、障がい福祉課、雇用労政課、新農業推進課、村山総合支庁保健福祉環境部、村山総合支庁産業経済部、最上総合支庁保健福祉環境部、置賜総合支庁総務企画部、置賜総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部 | 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。                   | 補助事業に係る実績確認にあたっては、「補助金等に係る事務の適正な執行について（通知）」（平成20年3月26日付け財第271号、総務部長通知）により、履行状況の審査の徹底が図られるよう、各種研修会等を通じ注意を喚起します。 |
| 障がい福祉課                                                                                                                                         | 委託事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。                   | 委託事業に係る実績確認にあたっては、「補助金等に係る事務の適正な執行について（通知）」（平成20年3月26日付け財第271号、総務部長通知）により、履行状況の審査の徹底が図られるよう、各種研修会等を通じ注意を喚起します。 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部                                                                                                                                  | 補助金の交付事務が著しく遅延しているものがある。                    | 補助金の交付事務にあたっては、複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。                                                                     |
| 置賜総合支庁産業経済部                                                                                                                                    | 未収金の債権管理が適切でないものがある。                        | 調定・収入等の事務処理にあたっては、複数職員での確認を徹底し、債権管理の適正化に努めます。                                                                  |



|                     |                                      |                                                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁建設部、置賜総合支庁建設部 | 未請求を理由に支払いが著しく遅延しているものがある。           | 支出事務の執行にあたっては、複数職員による事務処理状況の把握など、内部チェック体制を強化し、事務処理の遅延防止に努めます。                                                                            |
| 村山総合支庁総務企画部         | 請求書の提出があったにもかかわらず支払いが著しく遅延しているものがある。 | 支出事務の執行にあたっては、複数職員による事務処理状況の把握など、内部チェック体制を強化し、事務処理の遅延防止に努めます。                                                                            |
| 村山総合支庁建設部           | 保管現金の管理が著しく適切でないものがある。               | 保管現金の管理にあたっては、必要な帳票等の整備を行うとともに、複数職員による点検と確認を徹底するなど、適正な管理に努めます。                                                                           |
| 地域政策課、管理課           | 国庫支出金の収入・調定が著しく遅延しているものがある。          | 国庫支出金の調定・収入事務の執行にあたっては、交付決定に基づき速やかに調定の手続きを行うとともに、複数職員による事務の進捗管理を徹底し、遅延防止に努めます。                                                           |
| 食品安全対策課             | 国庫支出金の収入・調定が適切でないものがある。              | 国庫支出金の調定・収入事務の執行にあたっては、事務執行チェックシートの項目の充実を図るとともに、複数職員による事務の進捗管理を徹底し、適正な事務執行に努めます。                                                         |
| 保健薬務課               | 執行管理体制が適切でないものがある。                   | 債権管理事務の執行にあたっては、貸付台帳等の整備・管理をもとに、複数職員による定期的な点検等を行うことにより、内部けん制が十分に機能するよう体制強化に努めます。                                                         |
| 教育やまがた振興課、文化財保護推進課  | 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。            | 補助事業に係る実績報告を受けた際は、「補助金等に係る事務の適正な執行について（通知）」（平成20年3月26日付け財第271号・総務部長通知）に基づき、現地調査又は実績報告書に添付された証拠書類等による履行確認の徹底を図られるよう、各種会議等を通じ注意を喚起してまいります。 |
| スポーツ保健課             | 物品の管理が著しく適切でないものがある。                 | 物品の管理にあたっては、必要に応じた計画的な購入を徹底し、適切な在庫管理が図られるよう、事務処理の適正化に努めてまいります。                                                                           |

平成22年3月5日印刷  
平成22年3月5日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056